平成２３年（フ）第１４６１号
広島市佐伯区八幡東２丁目30番30号　105
破産者　ひまわり託児所こと　出本　武史
1　決定年月日　平成24年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２１７号
福岡市西区今宿町113番地１ステラルーチェⅡ103、開始決定時の住所熊本市北区鶴羽田１丁目８番67号
破産者　河端佳代子（旧姓東）
1　決定年月日　平成24年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第３９号
宮城県柴田郡村田町大字足立字早稲原64番地１、破産開始決定時の住所宮城県柴田郡村田町大字足立字早稲原57番地
破産者　小室　君子
1　決定年月日　平成24年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２３年（フ）第３３１３号
神奈川県鎌倉市梶原３丁目16番４号
破産者　白内　寿一
1　決定年月日　平成24年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３３７２号
横浜市港北区新横浜１丁目６番地11　アルテーヌ新横浜205
破産者　渕脇　裕子
1　決定年月日　平成24年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３１７号
神奈川県三浦市南下浦町上宮田2010番地、開始決定時の住所神奈川県横須賀市長沢１丁目35番４号
破産者　加藤　正一
1　決定年月日　平成24年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第２３１号
静岡県藤枝市東町15番10号　シャルム・イースト201号
破産者　石澤　規弘（旧姓新間）
1　決定年月日　平成24年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２５９号
静岡県熱海市紅葉ガ丘町24番13号　紅葉ガ丘ガーデンハイツ803
破産者　坂井　士郎
1　決定年月日　平成24年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第４４０号
静岡県駿東郡長泉町南一色365番地の10
破産者　植松　時夫
1　決定年月日　平成24年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第１２０号
大阪府大阪市平野区加美東２丁目８番29号、破産手続開始決定時の住所静岡県駿東郡清水町伏見250番地の９　サカタマンション310号
破産者　渡邊　弘幸
1　決定年月日　平成24年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第５７２号
静岡県浜松市中区中島４丁目２番３号
破産者　白井　良長
1　決定年月日　平成24年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第１号
愛知県豊橋市野依町字北22番地の３
破産者　トヨダトータルホームこと　豊田　康則
1　決定年月日　平成24年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第８１号
愛知県豊川市大崎町小林179番地の２
破産者　伊藤　孝子
1　決定年月日　平成24年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第１７５９号
京都市伏見区深草森吉町３番地３
破産者　ブティックおれんじこと　中西　雅子
1　決定年月日　平成24年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第４０１号
京都市山科区大塚元屋敷町62番地83
破産者　三津川佳子
1　決定年月日　平成24年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第６１９号
奈良県桜井市大字大福852番地
破産者　吉﨑　正儀
1　決定年月日　平成24年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第１４４号
奈良市芝辻町３丁目１番８号
破産者　植田　善久
1　決定年月日　平成24年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第１４９号
奈良市中山町1651番地の３
破産者　西尾　次郎
1　決定年月日　平成24年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第５５号
香川県三豊市三野町大見甲3984番地１、開始決定時の住所岡山県倉敷市福田町古新田1225番地３
破産者　大井　隆義
1　決定年月日　平成24年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係